

第5回 子ども・子育て会議 議事要旨

平成26年10月28日

役場3階 庁議室

■【資料1】の説明

会長／本日は議題が3件ございます。確保策も案が整ってきました。当初保育園のニーズ量が約600名となっていたので気になっていたが、認可保育園の協力による定員増、分園なども計画に上がり連携して進められている。その中で小規模保育に関しては認可外の皆さんが手を挙げることは想定されるか。

事務局／先週の金曜日に認可外保育園の皆さんと意見交換した。その中で何園かは小規模保育に興味を示しており、その中から何園かが申請するかと想定している。

会長／現在の教育ニーズが気になる。5歳児のみの対応となっているが教育委員会の考えはどうか。

教委／現在、5歳児のみと考えている。本来なら3歳児からが望ましいが議論は進んでいない。

会長／町民ニーズはあるので、ぜひ見通しを付けてニーズに応えていただきたい。

副会長／これまでの聞き取りを踏まえ定員見直しや分園などで計画が整えられている。平成29年度には新規法人の参入も計画されているが、ぜひ公募で行っていただきたい。町の基準審査をしっかりと満たすような施設となるようにチェックも必要。小規模保育についても保育の質の担保と、家庭的保育者の学びもしっかりチェックして欲しい。

会長／待機児童対策として量のみでの解決ではなく、やはり保育の質を高めることも必要だ。

委員／認可外保育園からは小規模保育や事業所内保育の希望が出ている。現在アンケート調査を行っているので潜在的待機児童の数の把握もできる。認可外保育園としても新制度に向けて基準を満たすために努力する必要があるのは理解している。この機会に取り組みを進めたい。それから幼稚園については町も見本として1園は3歳児からの受入をすべきだと個人的に思っている。

委員／2～3年保育は必要だと思うので、そうなりとありがたい。

委員／これまで学童であずかっていた5歳児が来年度からは受け入れられなくなる。この

課題はどのように対応するのか。

事務局／現在、12名の5歳児が学童を利用している。南風原町は少ないほうなので、混乱は起こらないと思っている。

会長／保育所で受け皿を作ることになる。

委員／来年度、5歳児は幼稚園にいけなくなるのか。どこへ行くかは親が決めるのか。

会長／4歳児の75%は保育所に行きたいが、幼稚園へ通っている方もいる。幼稚園での午後は一時あずかりの形態を取っている。どこへ行くかは親が決める。

副会長／2号認定で幼稚園へ通う方は11時間の標準時間で認定されても4時間教育を受けて午後は一時あずかりとならざるをえない。

委員／平成27年度から定員が増えて入れる方が増えるのか。

会長／まさにここが大きな問題点。町は住民の申請に基づき認定証を発行する。法によれば町は受け皿を整えて対応する責務がある。ただ現状では整備がされていないので、どうするのか。園に入れたい子どもたちを割り振りして入園をさせる努力義務も町にある。すぐにできる対応策として保育園に定員増で協力してもらう必要があるのではないか。

会長／これまでの話は児童福祉法第24条の実施義務に当たる。他の市町村では平成26年度から対応しているところもある。南風原町もできることはやって欲しい。

傍聴席／現在、園に33名の4歳児がいるが次年度の調査をやったら7名が幼稚園希望、5名は検討中とのことだった。親も迷っているのが判る。保護者からすると幼稚園の午後のあずかり保育に人数制限があるのか不安のようだ、その点はどうか。

教委／幼稚園での午後については100%あずかっている。今後増えたら幼稚園教諭の確保が厳しい。幼稚園としても夏休みの7時半から18時半の受入や、昼食のケータリング対応などニーズに応えている。

副会長／利用料金についてはどうか。

教委／現在、調整中

会長／所得に応じての対応もあるので、今後の検討事項だろう。

会長／それでは議題1についてはこれで質問を終えたいと思います。

■【資料2】の説明

会長／事務局からの説明が終わりました。意見や質問があればどうぞ。

委員／学童の説明があったが、沖縄県は公的施設に学童が設置されているのが少ない。本土だと平均80%が公的施設内だ。町内では翔南小に1ヶ所あるのみで、今後学校施設内に作る場合は先に手を挙げたところからやるのではなく、ぜひ公募方式でやってほしい。個人的には4校に1つずつは必要だと思うが、その際には既存の学童で家賃を払って運営している所との不公平感が無いようにする必要がある。

教委／翔南小では余裕教室で対応しているが、他の3校では余裕教室は無い。那覇市や浦添市のように学校敷地内に設置しているところもあるが、町では学校の配置換えの際に検討する考え。

委員／説明のあった18ヶ所の学童のうち補助を受けて運営しているのは11ヶ所。現在の課題として保育料の高さがある。下げるための方法として校内設置もある。また1人親世帯の子どもへの対応も必要。沖縄は1人親が多いので働いていて保育に欠ける児童が多い。保育料については保育園の料金システム設定はできないか。また障害を持っている児童の受入も増やせないか。保育園のように専門の方が学童を回って指導するシステムが取れないか。さらに、今回の法改正で小6までが対象になった。異年齢の子どもたちが交わることで中高校生になっての非行や引きこもり対策にもつながると考えている。

会長／今回の計画の中に利用料金についての記載はできないが、その他は記載可能だと思う。

会長／8ページの利用者支援事業については、保育の問題に対応しサービスをきちっと行うことが求められ、同時に地域の社会的資源であるネットワークを活用して情報を収集し、きめ細かな対応をすることが期待されている。役場に置くのではなく中学校区ごとに置けないか検討してほしい。

会長／それでは資料2についての質疑などはこれで終えて、次に資料3「保育の必要性の認定基準(案)」に移ります。

■「保育の必要性の認定基準(案)」の説明

会長／それでは質問などがあればどうぞ。

委員／短時間保育の時間設定はそれぞれの園で行うのか。

事務局／基本的に園で行うことになると思われる。

委員／短時間保育の前後は延長保育か。

会長／そのようになる。

副会長／育児休業中は短時間保育となっているが、それでいいか。

事務局／現時点では短時間保育で考えている。

会長／他に質問が無いようですのでこれで終わります。事務局からその他でありますか。

事務局／「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」についてですが、今回、「次世代育成支援行動計画」については、各地域の実状に応じて必要な特定の事項のみを作成することが可能となり、かつ支援法に基づく計画と一体的に策定することが可能となった。この件について教育委員会の生涯学習振興課では放課後子どもプランについて議論する会議体を設置し1月から議論を開始することとなり、当方としてはその会議体での議論も踏まえその内容について「子ども・子育て支援事業計画」に盛り込むこととした。当方との関係としては、当方の部会的な位置づけで放課後子どもプランと放課後児童クラブについて個別に議論していただく。計画の骨子については次回の会議で提案する予定。その流れで事務を進めてよいか。

会長／事務局の提案で進めていいですか。

全員／了承

会長／それでは本日の会議を終了します。